

「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理（第2版）」に関する意見提出様式

氏名又は団体・担当者名	サイバー税理士連盟 代表植松省自
職業（所属・勤務先）	担当（長谷川）
住所	横浜市西区平沼 1-3-17 宮方ビル 701
電話番号	045-290-9431
メールアドレス	hirohase@h-hasegawa.com

※差し支えなければ、氏名・住所など上記の情報を入力して下さい。

これらの情報は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認に利用する場合があります。また、提出された意見全体を分析する上での参考にすることもあります。

1

（1）【目的の改正】

●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

P 4～5

●意見内容

法律の目的である「柔軟で実効性ある救済」のなかには、「和解または事実認定に係る話し合いによる合意制度」も導入すべきである。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

「和解または話し合いによる合意制度」は、早期解決につながり、かつ、行政審査制度に対する信頼性が高まることになる。アメリカやドイツの行政審査でも導入され、実績を上げていることは参考にされるべきである。

わが国の場合、例えば土地の評価に関する争訟において、国税不服審判所で2年から3年、さらに地方裁判所で3年近くかかっているのが実情である。そのような事実認定にかかる事案については、和解または話し合いの合意により早期解決が可能なものがほとんどであるが、これが認められないわが国の現状は紛争解決機能として信頼性を失っている。

(2)【審理官制度の創設】**●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）**

P 5～6 論点整理 1

●意見内容

審理官に期待される役割の「柔軟で実効性ある解決」のなかには、「和解または事実認定に係る話し合いによる合意制度」も導入すべきである。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

「和解または話し合いによる合意制度」は、早期解決につながり、かつ、行政審査制度に対する信頼性が高まることになる。アメリカやドイツの行政審査でも導入され、実績を上げていることは参考にされるべきである。

(2) 【審理官制度の創設】**●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）**

P 6 論点整理 1

●意見内容

審理は、事件が重要性や複雑性を有する場合には合議制を原則とし、また、審査請求人の同意がある場合には、単独審理も認められるものとするべきである。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

審理手続の公正性と信頼性を高めるためには、事件の重要性や複雑性に鑑み合議制を導入することが必要である。

(2) 【審理官制度の創設】**●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）**

P 5～6 ①及び論点整理 4

●意見内容

審理官を審査庁に置くのではなく、内閣府に置くべきである。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

審理官の中立性・公正性・信頼性を明確化するためには所管庁の審査庁ではなく内閣府に置くべきである。

(2) 【審理官制度の創設】**●該当箇所**

P 5～7 ②及び論点整理 3

●意見内容

審理官の任用においては、外部人材の登用や非常勤審理官制度の導入を図るべきである。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

審理手続の公正性や信頼性を高めるためには、外部から審理官を登用するとともに、合議に参加できる非常勤審理官制度も導入すべきである。

審理官を外部の専門家から登用する場合、それが常勤であれば、専門職種の業務を停止・廃止しなければならなくなるので外部登用者が限られてくる。

そこで、非常勤審理官制度を導入すれば、多才な人材が登用されることになる。

(2) 【審理官制度の創設】

- 該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

P 13～14 ⑨

- 意見内容

審理官は内閣府に置き、審理官の人材確保・養成も、審査庁ではなく内閣府が行うよう整備すべきである。

- 理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

論点整理では、事案に応じて適切かつ迅速に審理手続を行うとして、審査庁に審理官の人材確保・養成を期待するが、事案の公正性を重視する観点から内閣府に期待すべきである。

(3) 【審査請求人の補助体制の整備】

- 該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

P14～15 論点整理2

- 意見内容

審査請求人の補助スタッフは、内閣府の任期付職員のように外部活用を図るとともに、審理官を補佐する者とは区別すべきである。

- 理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

審査請求人の補助スタッフの役割は、行政審査制度の信頼性や公正性を高めることにつながることから、審理官を補佐する者とは区別して、人材の外部活用を図るべきである。

(3) 【審査請求人の補助体制の整備】**●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）**

P16 ※改革方針に定めなし 論点整理

●意見内容

個別法による審査庁等の特例として、「国税不服審判所」においては、新たな審理官制度の趣旨を踏まえ、現行の審判官制度の見直しを図るべきである。例えば、国税不服審判所の機構改革に際しては、組織を内閣府に置くこと、通達に拘束されない独立性の確保、審判官の処分庁との人事交流の廃止や外部審判官を登用した公正性の確保、和解または事実認定に係る話し合いによる合意制度の導入による信頼性の確保等の制度を確立すべきである。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

国税不服審判所においては、新たな審理官制度の趣旨を踏まえつつ、専門性を有する審判官が自ら裁決を行う制度を維持することが早期紛争解決につながるものと考えられる。また、国税不服審判所の改革にあたっては、審理の公正性と独立性を保障するため、組織を内閣府に置くこと、裁決は通達に拘束されないこと、非常勤を含む審判官の外部登用を図ること、さらに早期紛争解決と納税者の信頼性を確保するため、和解または事実認定に係る話し合いによる合意制度が確立されなければならない。

(4) 【多様な裁決メニュー化】

- 該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

P 17～20 ①

- 意見内容

より柔軟かつ実効性ある審査請求人の権利利益の救済のためには、多様な裁決メニューの他に「和解または話し合いによる合意制度」もメニューに入れるべきである。

- 理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

アメリカやドイツの行政審査でも導入され、実績を上げている和解や話し合いによる合意制度は、紛争の早期解決につながり、かつ、行政審査制度に対する信頼性が高まることに貢献しているので我が国でも導入すべきである。

(5) 【不服申立ての構造の整理（異議申立ての廃止等）】**●該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）**

P 22～23 ②

●意見内容

略式裁決（仮称）の創設については、より簡易迅速な救済を可能とするため、個別法で審査請求における特例として選択的に導入されることは意味があるが、そのためには、略式裁決制度のなかに「和解または話し合いによる合意制度」も含めるべきである。また、職権による略式裁決については、全部認容の場合に限定されるべきである。

●理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

事実認定に関する争いについては、話し合いによる合意制度を導入することにより、早期の紛争解決を図ることができるとともに、行政救済の信頼性が高まることになる。特に、税務に関する紛争は事実認定に関するものが多いので、「和解または話し合いによる合意制度」が求められる。